別表第２（第３２条、第３３条、第３６条関係）

外国旅行の旅費

１．日当、宿泊料及び食卓料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 日当（１日につき） | 宿泊料（１夜につき） | 食卓料(１夜につき） |
| 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 | 指定都市 | 甲地方 | 乙地方 | 丙地方 |
| 役　員 | 8,300円 | 7,000円 | 5,600円 | 5,100円 | 25,700円 | 21,500円 | 17,200円 | 15,500円 | 7,700円 |
| 副学長、教授、准教授、特別学長補佐、副理事 | 7,200円 | 6,200円 | 5,000円 | 4,500円 | 22,500円 | 18,800円 | 15,100円 | 13,500円 | 6,700円 |
| 講師、助教、副部長、室長、課長、主幹、主任専門員、副室長、副課長、専門員、専門職員、係長、主任 | 6,200円 | 5,200円 | 4,200円 | 3,800円 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 | 11,600円 | 5,800円 |
| 上記の各区分に該当しない職員 | 5,300円 | 4,400円 | 3,600円 | 3,200円 | 16,100円 | 13,400円 | 10,800円 | 9,700円 | 4,800円 |

備考

１　表中の「指定都市、甲地方、乙地方、丙地方」とは、次の各号に掲げる地域とする。

(1)指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域

(2)甲地方

北米地域、欧州地域、中近東地域として２で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

(3)乙地方

指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）

(4)丙地方

アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として２で定める地域のうち指定都市以外の地域でインドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

２　１に規定する「北米地域、欧州地域、中近東地域、大洋州地域、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域、南極地域」とは、次の各号に掲げる地域とする。

(1)北米地域　北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

(2)欧州地域　ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

(3)中近東地域　アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

(4)アジア地域（本邦を除く。）　アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

(5)中南米地域　メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

(6)大洋州地域　オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

(7)アフリカ地域　アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

(8)南極地域　南極大陸及び周辺の島しょ

３　船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

２．移転料

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 鉄道100キロメートル未満 | 鉄道100キロメートル以上500キロメートル未満 | 鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満 | 鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 鉄道2,000キロメートル以上5,000キロメートル未満 | 鉄道5,000キロメートル以上10,000キロメートル未満 | 鉄道10,000キロメートル以上15,000キロメートル未満 | 鉄道15,000キロメートル以上20,000キロメートル未満 | 鉄道20,000キロメートル以上 |
| 役員、副学長、教授、准教授、特別学長補佐、副理事 | 141,000円 | 188,000円 | 269,000円 | 338,000円 | 425,000円 | 521,000円 | 575,000円 | 628,000円 | 680,000円 | 734,000円 |
| 講師、副部長、室長、課長、主幹、主任専門員、副室長、副課長、専門員 | 116,000円 | 154,000円 | 220,000円 | 276,000円 | 348,000円 | 428,000円 | 471,000円 | 514,000円 | 556,000円 | 601,000円 |
| 上記の各区分に該当しない職員 | 95,000円 | 126,000円 | 180,000円 | 226,000円 | 285,000円 | 350,000円 | 386,000円 | 421,000円 | 456,000円 | 493,000円 |

備考　路程の計算については、水路及び陸路１キロメートルをもってそれぞれ鉄道１キロメートルとみなす。

３．死亡手当

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 死亡手当 |
|
| 役員 | 512,000円 |
| 副学長、教授、特別学長補佐 | 464,000円 |
| 准教授、副理事 | 416,000円 |
| 講師、副部長、室長、課長、主幹 | 392,000円 |
| 主任専門員、副室長、副課長、専門員 | 368,000円 |
| 上記の各区分に該当しない職員 | 320,000円 |